

野洲市資料提供

提 供 年 月 日	令和 7 年 3 月 24 日
担 当 部 課	野洲病院事務部 新病院整備課
担 当 者	上 杵
連絡先電話番号	077-587-6141 (9430)

野洲市民病院の構造計算の第三者機関による

適合性の証明について

野洲市民病院の建築基準法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準への適合性について、このたび一般財団法人日本建築総合試験所より証明する旨通知を受けましたので報告します。

○構造計算の適合性とは

建築確認手続きにおいて、一定規模等の建築物について、構造計算(*1)が建築基準法に適合しているかどうか、都道府県知事又は委任を受けた指定構造計算適合性判定機関(*2)による審査が義務付けられている制度

*1 構造計算とは

構造物の固定荷重（自重）や積載荷重（備品・設備など）、又構造物にかかる積雪荷重、風荷重、地震荷重、水圧、土圧など外力に対する、その構造物の安全性を確認するための計算、及び計算した結果。

*2 一般財団法人 日本建築総合試験所とは

建築基準法第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき、構造計算の適合性の判定を行う指定構造計算適合性判定機関として、滋賀県知事他から委任されている法人。

○建物の基礎構造と地盤との関係

建物の基礎構造については、その建設場所の地盤調査結果に基づき、計算し設計することになります。地盤に軟弱な地層（液状化や圧密沈下など）がある場合は、その影響を必要に応じて考慮し構造計算を実施することになります。そのため建物の基礎構造（杭・基礎・基礎梁など）がより強固になるよう設計をします。

建築基準法第 18 条の 2 第 4 項の規定により読み替えて適用される
同法第 6 条の 3 第 4 項の規定による適合判定通知書

GBRC 判通第 240715 号
2025 年 2 月 26 日

野洲市長 櫻本 直樹 様

一般財団法人 日本建築総合試験所
理事長 川瀬 博

下記による構造計算適合性判定申請書に記載の計画は、建築基準法第 6 条の 3 第 1 項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合していることを証明する。

記

1. 申請年月日：2025 年 2 月 26 日
2. 建築場所：滋賀県野洲市 富波字八ノ坪甲 1269-1 の一部、1294 の一部、
字経田甲 1339 の一部、1339-2 の一部、1339-3 の一部、
1339-19 の一部、1339-22 の一部、
1339-24 の一部、1339-25 の一部
3. 建築物又はその部分の概要：次の表のとおり
4. 構造計算適合性判定を行った構造計算適合性判定員：次の表のとおり

建築物の名称又は工事名	番号	延べ面積	構造計算の方法	構造計算適合性判定 を行った 構造計算適合性判定員
			大臣認定プログラム or その他	
野洲市民病院整備事業	1	15,840.15 m ²	その他	

番号欄は、構造計算適合性判定申請書(第三面)の番号を示す。

(注意) この証は、大切に保存しておいてください。